

国家持株会社へのひとつの評価

河野 穥

イタリアの国家持株会社については他のところでふれたことがあるが⁽¹⁾、この小論はイタリア共産党が国家持株企業をどのように評価し、その評価がこの党の国有化の方針とどのような関連をもっているかを考察しようとするものである。

IRI が設置された1933年という年は、すでにファシズムが独裁体制をしいてから6年を経過しており、イタリア共産党の必死の国内還流作戦にもかかわらず、国外から潜入した指導者がつぎつぎに逮捕され、国内指導センターの早急な再建がさしあたり困難だという判断がつよまりつつある時期であった。このあと1941年までパリにあったイタリア共産党国外センターと、国内で息をひそめている生きのこり党员とのあいだで細々とした連絡がつづくだけである。このような政治状況ではすべてが政治闘争に収斂し、IRI にたいする評価はさした意味をもたない。問題は解放後である。

1945年5月ベルリンが陥落してナチス・ドイツは崩壊するが、これより前の4月、北部イタリアの各都市は武装レジスタンスの蜂起により解放されてイタリアのファシズムも倒壊する。ファシズムの倒壊は、この勢力を倒すために闘かってきた諸勢力のあいだに、ファシズム後のあたらしい政治的・経済的枠組をいかに構築するかという抗争を表面化させるものであった。国有化についてどのような方針をもち、IRI をどのように処置するかということも当然この抗争にふくまれるものである。イタリア共産党は国有化について、また IRI についてどのような

国家持株会社へのひとつの評価

な政策をもってこの抗争にのぞんだのか。

1945年7月10日の共産党指導部の決議、および1945年12月から46年1月にかけて開催された第V回大会の決定のなかでは、国有化問題等についてそれどころのべられている。まず45年7月の指導部の決議は、「経済問題について——共産党員は、特定の大独占体を国有化する条件を準備すること、大土地所有制が支配する地方における農業改革に着手することを条件に、再建の事業のなかで私的イニシアティヴに領域をみとめることに同意する。しかしながら共産党員はどうじに、民主主義体制と妥協することに利益を感じているファシスト体制の残存部分、および反動的な独占グループの構成員がおこなおうとしている経済的サボタージュの仮面をはぎ、これと闘うべきことを要求する。あらゆる形の投機ともおなじような厳しさをもって闘かうべきである。この目的を達成するために、経済の分野で労働大衆（労働者、技術者、職員）のイニシアティヴをはげまし、組織すること、それによって、労働組合、内部委員会、国民解放委員会の各機関をとおしての肉体労働者・精神労働者による生産および国の全経済生活にたいする国民的なコントロール（controllo nazionale）を実現することが必要である」⁽²⁾とし、6カ月ごのV回大國の決定は、「農業以外の分野では、共産党は、大独占体、大銀行、保険会社の国有化、国民的な計画化の着手、経営評議会の全般的な拡大と承認を第一步とする生産にたいする国民的なコントロール制度の制定、を提案する。」⁽³⁾と主張している。

このふたつの決議に共通しているのは、①大独占体の国有化と、②生産にたいする国民的なコントロール、という要求である。ただし生産にたいする国民的なコントロールをおこなう具体的な機関については、45年7月の指導部の決議が「労働組合、内部委員会（Commissione Interna）、国民解放委員会の各機関」としているのにたいして、同年末から46年1月にかけての大会決議ではこれが「経営評議会」（Consiglio di gestione）となっている。経営評議会という要求がどのような過程で生じ、その内容がどう変遷したのかについては他のところで詳述した⁽⁴⁾のでここではくりかえさない。このふたつの決議ではまだIRIについて

国家持株会社へのひとつの評価

言及がない。

46年3月の中央委員会においても強調されていることは①大独占工業，公共サービス，大銀行，保険会社の国有化と；②経営評議会の設立，である。

党の正式決議等においては，この時期まだ IRI についての言及がないが，ごくかぎられた範囲の資料をみてもすでに論議がおこなわれている。1945年4月，つまり，さきにふれた指導部の決議の3か月前，フィレンツェの以南では CLN を基そにした政府ができているが，これより北の地域では苛烈なパルチザン闘争がおこなわれている時期の *Rinascita* にのった E.Andreani の解説文 “Panorama industriale dell’Italia libera”（解放イタリアの産業の概況）が IRI にふれてい る。

「イタリア産業の稼動能力の復興において，工場の労働者大衆と管理者は第一義的に重要な任務をもっている。ナポリでは，労働者たちはしばしば管理者よりすんでおり，解放ごたちに研究・行動委員会を形成して再建計画を作成，その計画はさまざまな工場で実行された。しかしながら，限定されたものであっても作業の急速な再組織化をおこなうことができたのは，必ずしもすべての工業工場においてではない。管理者たちはしばしば義務をはたさず，工場を放置しておいた。周知のように解放されたイタリアでは，若干の重要な鉄鋼，電気化学，造船，機械企業が国家の手中にあり，IRI をとおしてコントロールされている。

上記の公社によりコントロールされている企業の状況は，いくつかのケースでは良好だとはいえない。なぜならそれらの企業の管理者には，専門的能力がなく，しかも一般的な準備もうけていないものが任せられたからである。25の工場をもつ大製鉄企業では製鉄品の仲買人が，ミラノとポミッリアーノ・ダルコに設備をもつ機械企業では研究所の経験者が，土地金融銀行では海軍大将が任せられたのである！　このように重要な企業を非専門家の手にゆだねておけば，これらの企業を沈没させたり，再建過程をおくらせる危険がある。このことは，これらの産業をわがものにしようとしている私企業者の意図から生じうるし，または，長い年月，国家から命令をうけとることだけになれた管理者の時代遅れのメンタリテ

国家持株会社へのひとつの評価

イからも生じうるのである。」⁽⁵⁾

ここで指摘されているのは、①IRI 傘下の企業が非専門家によって経営されているために能率がひくいこと、②IRI 傘下の企業をわがものにしようとしている私企業者の意図が存在しているということ、である。このふたつの指摘のうち第 1 の指摘は、再生産の構造が麻ひし、しかも北部一中部イタリアでナチス・ドイツ、ファシズム・イタリアにたいする武装レジスタンス闘争が展開されているなかで、CLN を基そとする政府が生産活動を回復することに全力をあげていることから直接に要請されてくる指摘である。したがってそれは、IRI を戦後の枠組のなかにどのように位置づけるかという問題にふれるものではないが、これにたいして、第 2 の指摘は上の問題に消極的にふれるものである。つまり、IRI 傘下の企業をわがものにしようとしている私企業者の意図が存在しているという指摘は、IRI 傘下の企業を私的企业の形にひきもどすことに反対である、という判断を間接的に表わしている。この時期から戦後にかけて IRI グループを私企業化すべきだという要求がつよかったことについては、Amendola が当時の Rinascita にかいている。

「IRI にコントロールされる南部の産業の状態は、この大規模な公社をおそっている危機、政府をコントロールしているグループがこの重要な産業資産に手をかけるために望んでいる危機の故に、不安定である。」⁽⁶⁾

Amendola はまた他の報告のなかでも「不幸なファシストとの戦争が終了したあと、反ファシズム自由主義とよばれる風がふいていた。IRI にコントロールされた産業を コルボラツィオネ Corporazione (協調組合) 政策の用具とみなし、これを再び私企業化することがぞまれた」とくりかえしている。

ただし、IRI を私企業化することに反対だというこの判断は、新しい枠組のなかでこれをどのように処理するかにふれていないという意味でなお消極的である。

Andreani の解説文とともに、A.Pesenti が 45 年末に IRI に関する論文を Rinascita に発表している。それは IRI についての基本的な評価をおこなっているだけである。

国家持株会社へのひとつの評価

「現行の産業構造とその欠陥は、わが国の経済の歴史がしめしていよう、イタリアの金融資本のとった政策に由来している。もしわれわれが、おそらく一部分は IRI のコントロール下にあるので国家によりコントロールされているようみえる大生産企業体（実際にはこれらのトラストが国家をコントロールしてきたのであって、国家がトラストをコントロールしてきたのではない）をふくめて、わが国の大生産企業体を考察し、これらの企業体がどのように発展してきたかをみると、この生産企業体が生産の強化と改善をめざした機関ではなくて、とくに、市場の経済的・金融的支配をめざした機関であることをみいだすのである」⁽⁸⁾

つまり Pesenti は IRI を設立させ、それを恒久化させた要因をイタリアの大企業がもっぱら生産の強化と改善よりも、市場の経済的、金融的支配をめざす体质をもっている点にもとめ、ついで国家は IRI 傘下の大企業体をコントロールしておらず、IRI 傘下の大企業体をふくむトラストが国家をコントロールしてきたとしている。そしてイタリアの産業組織を効率化するにはこの「寄生的メンタリティーを恒久的にうちこわす」⁽⁹⁾ ことが必要であり、そのための手段として、「字義どおりの国有化から、企業を拡張させる技術進歩が国の全般的な利益に奉仕し、ある特殊なグループが全般的な利益に反して彼らの意志を国におしつけるのに奉仕しないように金融資本の権力の破壊を保証する他の形態の国民的なコントロールにまでわたる大生産企業体のコントロール」⁽¹⁰⁾ を指摘している。しかしこの論文も戦後枠組のなかに IRI をどう位置づけるかにふれていない。

IRI を戦後枠組にどう位置づけるかについての論議がおこなわれるるのは新憲法の制定をめぐる論議以降である。この過程において共産党内では、IRI にたいする方針にふたつの「表現」がつかわれたようにおもわれる。ひとつは IRI の「国有化」(nazionalizzazione) であり、ひとつは IRI の「強化・再編」(rafforzamento e riorganizzazione) である。ここでふたつの「表現」といったのは、ふたつの表現の内容がかなり接近・類似しているからである。しかしふたつの表現の内容はまったく同一ではなく、そこには明らかに考えかたの相違もみとめられ

国家持株会社へのひとつの評価

る。

IRI を国有化するという主張は、たとえば1948年2月号の *Rinascita* の無署名解説文にみられる。この解説文は、IRI にかんするトニー相の考え方を批判し、IRI の国有化を主張している。 *Rinascita* 解説文によるトニー相の考えは、

「工業企業への国家の持株参加が大きいという理由だけで、イタリアはソ連について世界でもっとも国有化された国である。

IRI の企業が、疑いもなく危機の状況にあるかぎり、国有化が失敗であることが明らかになるだろう。

IRI の持株を私企業へ譲渡することが許されない状況にあるので、工業の現状を回復させるには、IRI およびその企業を私企業の基準によって監督するだけ十分である。」⁽¹¹⁾

というもので、この考えにたいして、無署名解説文は要旨つきのように反論している。

1. 産業の危機は、私企業であれ、国家にコントロールされている企業であれ、すべての企業に打撃をあたえている。

2. 国家の持株化は、国有化となんの関係もない。それは、あまりにもしばしば、というよりも通常、損失と危険が国家化され、利潤が私企業にのこされる混種の形態である。

3. じっさい IRI は国有化への組織的なプロセスによって現われたものではなく、1930—31年の大恐慌のあとに《国民的利益》をもつ3銀行の救済によって現われ、イタリア資本主義体制のもっとも弱い部分の恒常的なささえとなったのである。

4. IRI 問題の解決は、私企業的基準にしたがった経営のなかにあるのでなく、それと正反対の方向にある。IRI の中心部における私企業とのむすびつき、私企業の影響を決定的にうちこわすこと、したがって国家の持株化という形態を清算し、IRI の各企業に独立した公的組織たる真の国有化形態をあたえること、IRI の各企業および外部の企業の諸問題に、全体として、公的部門において対処する

国家持株会社へのひとつの評価

こと、このばあいの公的部門とは、すべての独占的状況、国民的な重要性をもつ大工場、公共サービスを正規に国有化することによって適確に拡大されたものである⁽¹²⁾。

同年4～5月号の *Rinascita* にのった V. Angiolini の *le nazionalizzazioni* (諸国有化) という論文も、「現在のイタリアには 経済の公的部門、本質的な意味で国有化された部門が存在しているといえない……。国家の所有する経済的活動の集積が存在しているだけである」⁽¹³⁾ とし、国有化についてつぎのように提唱する。

「いまやもうひとつの問題が生ずる。どのような形で国有化するのか？ 国有化の道はけっしてひとつではない。

それぞれの国は自己の経済タイプに適わしい形態をえらばねばならない。

《独立公社》(Enti Autonomi) をとおしておこなわれたイギリスにおける国有化の成功、《国家化》(statizzazione) をとおして生じたフランスの同様の成功。

イタリアでは、IRI という公的である（あるいは、本来ならそのようであるべきだ、といったほうがよい）ひとつの機関が存在しているので、形態という問題はまったくかんたんである。」⁽¹⁴⁾

として、IRI 傘下のすべての企業を国有化することを要求している。

1952年の11月から12月に開催された CGIL (共産党の指導力がつよい) の第Ⅲ回大会でも「国家によりコントロールされる金属機械産業 (IRI および FIM)、電力独占体、モンテカティーニの国有化」⁽¹⁵⁾ を要求している。

IRI の国有化 (nazionalizzazione) という表現にたいして、たとえば1947年11月に開催された経営評議会と内部委員会の全国集会のための「作業の指示と方向」では IRI の強化・再編が主張されている。

「——公的企業を公的利益にしたがって管理経営する。IRI、国家によりコントロールされる工業、銀行を強化・再編し、その指導部から私的グループの介入を排除する。

国家持株会社へのひとつの評価

——国民的な重要性をもつ独占グループを国有化し、市場における彼らの独占的位置により、中小企業が自由なイニシアティヴを発揮する力を発展させるのを抑えないようとする」⁽¹⁶⁾

この「指示と方向」はイタリア共産党の方針そのものではないが、この文書には、イタリア共産党書記局の名で L.Longo も署名しており、党の方針とのあいだの距離はないであろう。

また1948年4月の総選挙にむけて共産党と社会党が結成した人民民主主義戦線の憲章も、

「イタリア人民の労働と生活の本質的な源である工業活動の防衛と強化；経営評議会の承認、健全なイニシアティヴを窒息させる協調組合的拘束と官僚的介入の廃止、大独占体の国有化、IRI の再編、中小企業の防衛、職人への効果的な扶助、貸しつけ機関の民主化」⁽¹⁷⁾

と、「IRI の再編」を唱っている。

ただし、この「強化・再編」という言葉の把握には当然ある種の幅がありうる。1946年11—12月の Rinascita のなかで Pesenti は、「国営化 (statizzazione) にたいする国有化 (nazionalizzazione) の特徴は、すべての官僚化を避け、産業企業の特徴である敏活性を維持するように、固有の取締役会をもつはるかに広範な自立性にあるはずである。」⁽¹⁸⁾ と国営化にたいする国有化の特徴を指摘し、さらに「IRI の改良は、国有化の特別の形態をつくりだすことができる」⁽¹⁹⁾ と IRI の改良と国有化を緊密にむすびつけている。

Pesenti の考えたのこの部分を直接ひきついで IRI の改良；再編・強化を IRI の国有化ときわめて近接してとらえたものとしては、1947年11月の「経営評議会および内部委員会の全国大会へ提出された文書」のひとつがあげられよう。この文書は、

「資本家グループとその政府が、IRI の各企業および銀行に代表される公的資産の活用をサボタージュしようとするのにたいして、労働者はこの試みをうちたおし、遅滞なく IRI を再編・強化し、国有化された経済の有機的部門がその周

国家持株会社へのひとつの評価

団に形成することを要求する」⁽²⁰⁾

と IRI の再編・強化と国有化をつよくむすびつけている。

ただし、Pesenti は、IRI の再編と国有化とを必ずしも近接させていない考え方たも主張しているのである。

「IRI は、われわれの産業政策の全般的な調整活動を展開するために技術的にもっとも装備された機関なのだから、経済の全体にたいして将来、とくに経済復興と再稼動において、もっとも効果的な機能をはたさねばならない。……国家の持株化は、……企業の十分な自立性を、したがってまた企業の責任をみとめるものである。私は、この点について、たとえば専売や鉄道のように国営化というかたちで組織されている企業にもより大きな活動の自立性、したがって自由をあたえる、という考え方である。この調整の機能を容易にはたすことができるのは IRI である。」⁽²¹⁾

とし、Di Gioia も

「行政型が官僚化する危険を避けるために、もっとも適切な解決は、IRI が大産業企業体の指導において蓄積した経験をいかし、IRI の権限を全国有企業に拡大することである。もちろん IRI は根本から民主化されねばならず、いっさいの独占的排他主義の外部で国民産業経済を再建するための計画機関とならなければならない。」⁽²²⁾

と発言しているのである。

A.Mutti と P.Segati の “La Borghesia di Stato” は Pesenti や Di Gioia の考え方たが「IRI を復興のための国家の用具とみ、私法上の企業に国家が参加する公式を、純粹かつ単純な国有化にたいする効果的でダイナミックなオルターナティヴとみる⁽²³⁾」イタリア共産党の立場を代表するものだとしている。

ファシズムから解放されたイタリア国内の階級的な力関係およびそれに密着した国際関係からみて、イタリア共産党内の一部で主張された IRI の国有化が実現することは不可能であったし、逆に、IRI 傘下企業をその傘からひき離すこともまた不可能であった。IRI 傘下企業の傘からのひき離しが不可能だったのは、

国家持株会社へのひとつの評価

理念としては「反ファシズム自由主義とよばれる風」がふいていたものの、1930年代にIRI 傘下の企業をその傘のもとからひき離しえなかつた事情が基本的に変わっていなかつたことにもよる。つまり、「イタリア主義の もっとも 弱い部分の恒常的なささえ」としての IRI をとり扱うことができないという 事情に変りはなかつたのである。事実、イタリア資本主義の弱い環である。機械部門、造船部門において政府は1947年、その近代化を促進することを目的として特殊会社 FIM (Fondo per L'industria meccanica=機械産業基金) を設立せざるをえなかつた。そして「IRI とおなじように FIM はすぐに、私企業家の手中にあつた多くの機械企業を肩にになうことになる。」⁽²⁴⁾

これにくわえて、困難をのりきることができない企業は、私企業への還流も主張されている IRI の傘のもとにはいる。

「IRI は、生産物をさばく市場がないか、使用している従業員が多すぎ、しかも解雇できないことによる生産コストが高すぎるためか、または転換が遅すぎたか、緩慢すぎるために、赤字で、自立した道をすすむことのできないすべての企業の経営を背負いこまねばならなかつた。」⁽²⁵⁾

したがつて政府は「1946年から48年のあいだに、およそ580億リラの融資をIRI におこない、ほぼ全額がふたつの部門にむけられた」⁽²⁶⁾のである。

このように IRI の傘下にはいってくる企業がある一方、すでに IRI グループにあつた企業の従業員もいちじるしく過剰になつていつた。それは「戦時中の拡張」によるとともに、1943年から45年のナチス占領期に、軍役やドイツへの流刑を避けるために、非常にしばしば労働者を採用した IRI 指導者の人道的政策の故でもあつた⁽²⁷⁾のだが、再生産活動を一日もはやく回復させて失業を減少させることが労働者運動の側からつよく要求されているこの時期に、それをいささかでも乱す処置に、理論上、自由主義を主張した勢力も手をつけることができなかつた、という事情もある。

憲法制定議会の経済委員会は、最終的に、IRI の活動を議会がつよくコントロールすること、また国家の出資するすべての機関を、議会に責任をもつ唯一の専

国家持株会社へのひとつの評価

門委員会がコントロールすることを提案した。ただし IRI の強化・再編を主張する勢力のもこの地点に到達することが限度であった。1948年2月12日第51号法律によりあたらしい IRI 法が決定され、IRI の存続が確定したが、経済委員会の提案は具体的な結果をともなわないままにおわった。

他方、1949年北イタリアに天然ガスが発見されたあと、炭化水素部門の企業形態をいかにするか、の議論がおこなわれた1951年4月の第VII回大会の論議にみられるように、イタリア共産党は「炭化水素部門の国有化」を要求したが、この部門においても国家持株会社の形態がとられることになる。

国家持株企業の再編という質的な転換はともかく、「この時期……産業企業の金融への国家の参与が増大した。」それは、「国家固有の企業の金融にも、国家が IRI をとおして経営をひきうけねばならなかつた私企業の金融にも」⁽²⁸⁾ 生じたのである。

これ以後、1950年代から60年代にかけてのイタリア共産党は国家持株企業を、「独占体の管理からひきはなされた国家工業は、この人民介入の重要な手段である」⁽²⁹⁾（第V回大会政治テーゼ）、「国家産業は経済発展の全般的方向について……介入の本質的要具となることができる」⁽³⁰⁾（第X回大会テーゼ）と評価し、どうじに国家持株企業グループへの民主的管理を強化するという方向を継続的にとる。1951年4月の第VII回大会の「政治決議」は、「IRI の企業、他の国家企業または国家によってコントロールされる企業を、集団の利益にしたがって、再編成し、経営する」⁽³¹⁾としており、およそ20年ごとの1969年2月における第XIII回大会の Longo の報告も「国家持株企業のすべての活動を勤労者、議会、州のコントロール下におくこと」を要求⁽³²⁾、1979年4月の第XV回大会テーゼも「国家参加企業のあり方の民主的改革が求められている」⁽³³⁾と本質的に同一の主張をしているのである。

そしてこの時期には、国家持株会社がイタリア資本主義の危機の産物として、資本の救済のためにうまれたという事実とともに、それが第Ⅱ次大戦後の政治的・社会的抗争の結果として存続し、拡大したのだとも認識される。

国家持株会社へのひとつの評価

「独占体の膨脹過程にあっては、わが国では、経済への国家の介入のたえざる増大が、ますます大きな、特別の役割を演じている。この介入は、あるいは伝統的な諸形態（財政および公共支出政策、信用統制、関税政策など）のもとで、あるいはもっとも新しい、すくんだ諸形態（生産および流通への直接の介入、国有化、企業参加、経済的機能をいとなむ半官的諸公社、農業における生産組合諸機関など）のもとでおこなわれている。このような介入が生じたのは、現段階の資本主義制度に提起される新しい諸問題に関連してであるとともに、第2次大戦後イタリアで社会的政治闘争がたどった発展の結果である。

経済への国家の介入の拡大がわが国でおびている特殊な性格、それがひきおこしている諸紛争、およびここからでてくる闘争の可能性を十分に評価するためには、さらに、この介入の拡大がその一端をなしている歴史的——政治的過程を考慮しなくてはならない、この介入の拡大は、指導階級によっておこなわれ、10年以上にわたってキリスト教民主党および中道主義者によって支持されてきた努力にもかかわらず、国民解放戦争のなかからわきだし、共和国憲法によってさだめられた進歩的民主主義の独特の性格を払拭することは、大衆的なねばりづよい抵抗と公然たる闘争のためにさまたげられている国家で生じてゐるのである。」⁽³⁴⁾

この時期、国家持株会社グループを民主化するひとつのステップとして「独占体の管理からひきはなす」という要求が具体的な問題となっている。「国家の管理下の……企業を Confindustria から脱退させる」⁽³⁵⁾という要求は、すでに「統一CGIL の時代、1947年シェノヴァアでひらかれた IRI グループ経営評議会の全国集会で形成され」⁽³⁶⁾ていた。そしてこの要求は1956年12月22日第1589号法律によって国家持株企業省が設置され、1年後の1957年12月国家持株会社の管理者が Confindustria を脱けて、Intersind にまとまることによって一応の解決を見る。

また1950年代から60年代前半にかけて、国家持株会社グループを民主化するために、国会による管理、いわば上からのコントロールという側面が強調される。たとえば、第3回大会テーマは、「国家の管理下の……工業を イタリア経済全体

国家持株会社へのひとつの評価

にたいする水先案内の機関とするため、とくに南部の工業化や、技術の進歩……や、労働者の熟練向上の主要な武器とするために、議会の監督のもとに数年単位の生産計画を採用しなければならない」⁽³⁷⁾とのべ、また、1960年の第Ⅷ回大会のテーゼも、

「——国会の管理のもとに、全般的発展目標との関連において、またとくに南部の諸問題との関連において、全国炭化水素公団、産業復興協会各部門、コーニュ、その他の国家管理下の諸企業の方向と生産目標を決定」⁽³⁸⁾すると主張している。

国家持株企業の民主的コントロールという要求に関して敷延しておけば、イタリアの労働者運動においては、上からの政治権力のかくとくに勤労者の実質的な支配という内容をあたえようとする推力がつねに強力な傾向として存在していた。それは必ずしもイタリアの労働者運動に固有のものとはいえないだろうが、創立直後のイタリア共産党においてボルディガと指導権をあらそったグラムシらが1919年から1920年にかけて組織した工場評議会運動は、政治権力の獲得以前においても労働者階級が工場管理の実質的責任者になることを重視するものであった、という伝統は明白に存在している。第Ⅱ次大戦後は、労働者のコントロールを実現する場としての経営評議会をめぐって抗争が展開されたことはすでにふれたとおりである。したがって国家持株企業にたいする民主的コントロールという要求には、一方でつねにこの伝統にたった下からのコントロールという推力がふくまれていたとみることができるが、それにもかかわらず1950年代のイタリア共産党的論議では国会によるコントロールがつよく主張された。

このような国会のコントロールを強調するという傾向は、1950年代半ばから60年代初めまでのイタリア資本主義の高度成長を反映するものであったといえよう。

だが1960年代半ばいこう、イタリア資本主義の順調な発展にブレーキがかかり、工場における紛争がつよるとともに、コントロールをおこなうレベルについて軸が移動する。

ところで国家持株企業を「現段階の資本主義制度に提起される新しい諸問題に

国家持株会社へのひとつの評価

関連して」いるとどうじに、「第2次大戦後イタリアで社会的政治的闘争がたどった発展の結果」ととらえ、「国家産業は経済発展の全般的方向について……介入の本質的要具となることができる」という評価は、当然イタリア共産党の国有化の方針にも影響をあたえることになる。1951年4月の第VII回大会以降、この党の国有化方針は、それまでの「大独占体、大銀行、保険会社の国有化」という要求から、部門または企業を特定するようになる。国家持株企業が「経済発展の全般的方向について……介入の本質的要具となること」ができず、イタリアには経済の公的部門……が存在していないで「国家の所有する経済的活動の集積が存在しているだけ」だという評価であれば、このように国有化を要求する部門を限ることはできないとおもわれる。第VII回大会の政治決議は「独占的電気産業、モンテカティーニ、炭化水素部門の国有化」⁽³⁹⁾を要求し、第VII回大会ではこれに電話をはじめ各種の公益事業、砂糖独占体をくわえているだけである。このうち炭化水素部門については既述のように1953年国家持株企業という形態がとられ、電力については1962年12月6日第1643号法律をもって国有化が実現している。したがって1960年代においてイタリア共産党が国有化をかけている部門は、砂糖と薬品にかぎられているとみてよい。

周知のようにイタリア資本主義は1970年代にはいって深刻な危機におちいる。この危機は、すでに1960年代末における反乱型紛争の拡延、労使の力関係の変化とともにはじまっていたのだが、これに石油危機がくわわって、イタリア資本主義の危機は他の資本主義各国にくらべてことびぬけて鋭いものになった。これとともに國家の経済への関与も増大する。逆にみれば国家の傘の下へ避難する企業の数が増大するのである。

「危機におちいった企業のための介入は、さいしょは、ほぼもっぱら公企業におわされた。

救済活動は、ある期間、反対と論争の種であった（たとえば Nuova Pignone を ENI が吸収することに広範囲の反対があった）が、つづいてそれは許容され、産業家グループの適法な戦略とみなされ（たとえば Lanerossi その他の繊維企業）

国家持株会社へのひとつの評価

の ENI への吸収をみよ), さいごに, さいきんでは企業倒産が絶えまない連鎖をひきおこすのを避けるためのぎりぎりの歯どめとなる対策とみなされている。

この 3 年間, このような不安定な状態がいくえにもかさなり, 危機におちいった企業に金融上・組織上の措置をとるための公的金融の設立が提唱された。こうして GEPI がうまれた。」⁽⁴⁰⁾

GEPI は1971年 3 月 22 日第 184 号法律をもって, 危機にある企業の転換と再編を援助するために設立されたのだが, 同年 6 月から 11 月までに 253 の企業(カバーする従業員数 90,000 人)から救済の要求がよせられ, GEPI はうち 43 件, 23,000 人に関与, 当初の資金もそのご大幅に増額されている。

しかも国家の傘の下に Montedison のような超大企業までがはいってくる。イタリアの代表的独占企業として, かつてイタリア共産党の国有化要求の対象となった Montecatini は, Edison と合併ご業績がおもわしくなく, 60 年代後半株価は低迷し, 額面以下にまで低下することになる。ENI は単独で Montedison の株を取得し, また IRI, ENI, Mediobanca, Pirelli, SAI, Bastogi は管理組合を組織する。

「ふたつの国家持株会社による Montedison の株式資本の大きさは 50% になるであろう。」⁽⁴¹⁾

このような状況のなかでイタリア共産党の国有化の方針にも軸の移動がみられる。69 年 2 月の第 XIII 回大会のテーゼは, 一方で「基本的な部門と社会的必需品(セメント, 薬品, 砂糖, 等々)を生産する部門」の国有化を要求しながら, 他方ではすでに「今日でも公有化部門はすでに十分に広範になっている」⁽⁴²⁾ という判断を示した。そして 72 年 3 月の第 XIII 回大会への E. ベルリングエルの報告は, 「基礎薬品産業, 砂糖大産業, フェデル・コンソルツィへのもっと直接の公的介入(国有化ではない—引用者)は必要である」としながら, 「イタリアでは経済の公的部門のこれ以上の拡大は主要な問題ではない」⁽⁴³⁾ と明言するにいたったのである。

資本主義国における共産主義政党にとってこの判断の転換はきわめて重要なも

国家持株会社へのひとつの評価

のである。イタリア共産党はすでに1950年代初めに、国有化の要求をいくつかの部門、企業に限定した。それは IRI の継続の承認ということと無関係ではなかった。このあと ENI が設立され、電力が国有化され、IRI, ENI の事業が拡大し、60年代後半以降、と國家の傘のもとにはいる企業が増大するにともなって公的部門の拡大の必要がないとするにいたった。

79年4月の第 XV 回大会テーマも「計画化は必ずしも 公共経済部門の拡大をともなうものではない」ことを再明言し、むしろ「国家は企業家にとって代わってはならない。企業は事業上、会計上の選択の責任と危険負担を保持しなければならない。」⁽⁴⁴⁾と、私企業家の責任をよびかける傾向すら示す。

国有化をふくめた公的部門の拡大の必要を否定するにいたっても、それは、国家持株会社にたいする民主的な規制が進展していることを意味するものではない。いぜんとして「IRI の〈哲学〉は、公権力の詳細な指示によって形成されるのではなく、ほぼ完全にグループ内部で独自にねりあげられる」⁽⁴⁵⁾という状況は変わっていない。したがって民主的規制をつよめるという方向は持続している。ただイタリア資本主義の順調な成長期に国会の管理が強調されたのにたいして、成長の屈折と工場における労働者運動の回復期においては、むしろ下からのコントロールに強調がうつる。1966年のイタリア共産党第 XI 回大会におけるロンゴの報告は、

「工場における労働組合の権利と交渉権の確認、企業の経営において、とりわけ公企業と国家持株企業の経営において、また国民経済活動の指導において、労働者階級が介入とコントロールの新しい立場を要求し、かくとくすることは、今日では中心的な重要性をもっている。」⁽⁴⁶⁾

とし、1969年の XIII 回大会のロンゴの報告も、「現行のテクノクラート的装備を、官僚的男しゃくたち、コントロールをうけない専制君主の城壁をこわすという目標とともに、国家持株企業のすべての活動を勤労者、議会、州のコントロール下におくことが目標である。

.....

この闘いは工場から出発すべきであり、国家持株企業の新しいタイプの指導と

国家持株会社へのひとつの評価

管理をかくとくしようとするもの、つまり、労働者の側からの経営へのコントロールを、効果的な議会のコントロール、公的コントロールに結合する形態を探究しようとするものでなければならない。」⁽⁴⁷⁾

注

- (1) 中央学院大学論叢 5巻 2号
- (2) "Risoluzine della Direzione del P.C.I. del 10 luglio 1945,"
Bollettino di Partito, luglio 1945, pp. 4~5.
- (3) "Risoluzione approvata dal V Congresso Nazionale del Partito Comunista italiano, il 6 gennaio 1946."
A cura di Alberto Cecchi, "Storia del PCI attraverso i congressi" p. 71, Newton Compton, 1977.
- (4) 河野穰「イタリアの危機と労資関係」新評論, 1976.
- (5) E. Andreani, "Panorama industriale dell'Italia libera", Rinascita, aprile 1945. p. 106.
- (6) G. Amendola, "I partiti e il Mezzogiorno"
Rinascita, antologia a cura di Paolo Alatri, I, p. 260.
- (7) G. Amendola, Imprese pubbliche e programmazione democratiche, Introduzione p. 13.
- (8) A. Pesenti, "Struttura e avvenire della nostra industria",
Rinascita, Novembre 1945, p. 236.
- (9) Ibid., p. 237.
- (10) Ibid., p. 237.
- (11) Rinascita, Febbraio 1948, p. 77.
- (12) Ibid.
- (13) V. Angiolini, "Economia italiana", Rinascita, Aprile-Maggio 1948, p. 172.
- (14) Ibid., pp. 173~174.
- (15) Risoluzione generale del III Congresso della CGIL.
- (16) una delle Istruzioni e direttive di lavoro, firmata da L. Longo a nome della segreteria del PCI, II, ottobre 1947, Il «Quaderno dell'attivista», Ideologia, organizzazione, propaganda, nel PCI degli anni '50, p. 60.
- (17) "Carta costitutiva del Fronte Democratico Popolare"
Rinascita, Gennaio 1948, p. 2.

国家持株会社へのひとつの評価

- (18) A. Pesenti, "Impresa economica e diritto di proprietà", *Rinascita*, Nov.-Dic. 1946, p. 309.
- (19) Ibid.
- (20) "Documenti presentati al congresso nazionale dei consigli di gestione e delle commissioni interne, 23. Novembre, 1947" a cura di M. Licher, "L'Assemblea costituente", p. 193 riuniti, 1974.
- (21) Risposta di A. Pesenti al questionario n. 3 (L'IRI e la sua funzione nell'economia industriale italiana) e al questionario n. 4 (Nazionalizzazioni), distribuiti dalla Commissione economica del ministero per la Costituente, in Ministero per la Costituente, Rapporto della Commissione economica, Industria, Appendice alla Relazione,
A. Mutti, P. Segati, "La borghesia di Stato" p. 83. Mazzott, 1977 より再引用。
- (22) A. Mutti, P. Segati, "La Borghesia di Stato". p. 84 より再引用。
- (23) Ibid., p. 83.
- (24) M.V. Posner, S.J. Woolf, "L'impresa pubblica nell'esperienza italiana", p. 40, Einaudi, 1967.
- (25) "Dieci anni dopo" 所収。E. Corbino, "L'Economia", p. 427, Laterza, 1955.
- (26) M.V. Posner, S.J. Woolf, 前掲 (24), p. 40.
- (27) Ibid., p. 37.
- (28) E. Corbino 前掲 (25) p. 426.
- (29) 「独占体の経済・政治権力を拒否し制限しついには一掃する整然たる人民の介入の政策を実現するように、経済への広範な介入の権限を一連の民主主義的組織に付与しなければならない。独占体の管理からひきはなされた国家工業は、この人民介入の重要な手段である。」イタリア共産党第9回大会政治テーマ, 石堂清倫編「現代革命と反独占闘争所収, p. 83, 合同出版社, 19.60.
- (30) 「独占体の権能を制限する諸手段、諸政策のうち、本質的な地位を占めるのは、国家産業の活動である。国家産業は、経済発展の全般的方向については……介入の本質的要具となることができる。」イタリア共産党第10回大会テーマ, 社会主義政治経済研究所編「統 中ソ論争」所収, p. 284.
- (31) VII Congresso, Risoluzione politica, a cura di A. Cecchi 前掲 (7), p. 130.
- (32) XII Congresso, Relazione di Luigi Longo, Ibid., p. 336.
- (33) イタリア共産党第15回大会テーマ, 世界政治資料, 1979年12月上旬号 p. 54.
- (34) 前掲 (30), pp. 251, 255.

国家持株会社へのひとつの評価

- (35) イタリア共産党第12回大会テーゼ, 村田陽一, 高橋勝之編「社会主义への前進」所収, p. 205.
- (36) S. Turone, *Storia del sindacato in Italia, 1943～1969*, p. 278, Laterza, 1973.
- (37) 前掲 (35), p. 205.
- (38) 前掲 (39), p. 101.
- (39) 前掲 (31), p. 130.
- (40) R. Prodi, "Sistema industriale e sviluppo economico in italia", p. 8, il Mulino, 1973.
- (41) Estratto da; Senato della Repubblica, V legislatura, Resconto Sommario, 15 ottobre 1968,
a cura di G. Amato, *Il governo dell'industria in Italia*, p. 242, Il Mulino, 1972.
- (42) イタリア共産党第12回大会テーゼ, 世界政治資料1969年3月下旬号, p. 14.
- (43) XIII Congresso, relazione di Enrico Berlinguer, a cura di A. Cecchi, "Storia del P.C.I attraverso i congressi, p. 429.
- (44) 前掲 (33), p. 53.
- (45) R. Prodi 前掲 (40), p. 18.
- (46) XI Congresso, rapporto di Longo, 前掲 (43), pp. 274～275.
- (47) XII Congresso, relazione di Luigi Longo, 前掲 (40) p. 336.